

## 静岡県手数料徴収条例(抄)

(平成12年3月21日条例第25号)

最終改正 令和5年3月29日条例第12号

### 別表(第3条関係)

No.	事務の種類	手数料の名称	区分		単位	金額	備考
			第1種	第2種			
378	静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)第5条若しくは第6条第4項若しくは第5項の規定に基づく広告物の表示等の許可、第12条第2項の規定に基づく期間の更新の許可又は第13条第1項の規定に基づく変更若しくは改造の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの(第3種のものを除く。)	表示面積5平方メートルまでごとに	1,330円	(注)1のとおり
			第2種	静岡県屋外広告物条例第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの(第3種のものを除く。)	1枚、1本又は1個につき	130円	
			第3種	照明装置のあるもの	表示面積5平方メートルまでごとに	1,590円	
			第4種	はり紙(第3種のものを除く。)	100枚までごとに	390円	
			第5種	その他これに類するもの(第3種のものを除く。)	巻き付けられて取り付けられる広告物 その他のもの	1組につき 1個につき	
378の2	静岡県屋外広告物条例第22条第1項の規定に基づく屋外広告業の登録の申請に対する審査	屋外広告業登録申請手数料			1件につき	1万円	
378の3	静岡県屋外広告物条例第22条第3項の規定に基づく屋外広告業の更新の登録の申請に対する審査	屋外広告業更新登録申請手数料			1件につき	1万円	
379	静岡県屋外広告物条例第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会の開催	屋外広告物講習会開催手数料	広告物に関する法令についての知識		1課程につき	1,300円	
			広告物の表示の方法についての知識		1課程につき	1,300円	
			広告物の施工についての知識		1課程につき	1,300円	

(注)

2 378の項の屋外広告物許可申請手数料については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合における手数料の額は、区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。
- (2) 静岡県屋外広告物条例第13条第1項の許可を受けようとする場合における手数料の額は、区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
- (3) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出をした政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

